

令和8管理年度（令和8年7月～令和9年6月）まだら本州太平洋北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和8年3月
水産庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和16年（2034年）に、少なくとも50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数（ $\beta=0.75$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値をABCとし、管理年度当初のTACは当該値を超えない量とする。

（2）令和8管理年度（令和8年7月～令和9年6月（ステップ2））のTAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら本州太平洋北部系群	13,100トン

※ 資源管理基本方針に基づき、ステップ1・2では、漁業法第33条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（参考1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：10.9千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- （2）限界管理基準値：3.2千トン（最大持続生産量の60%を達成する親魚量）
- （3）禁漁水準値：0.4千トン（最大持続生産量の10%を達成する親魚量）

（参考2）TAC及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R8(2025) 管理年度	R7(2024) 管理年度	R6(2023) 管理年度
TAC	13,100	11,800	6,060
漁獲実績	-	-	4,520

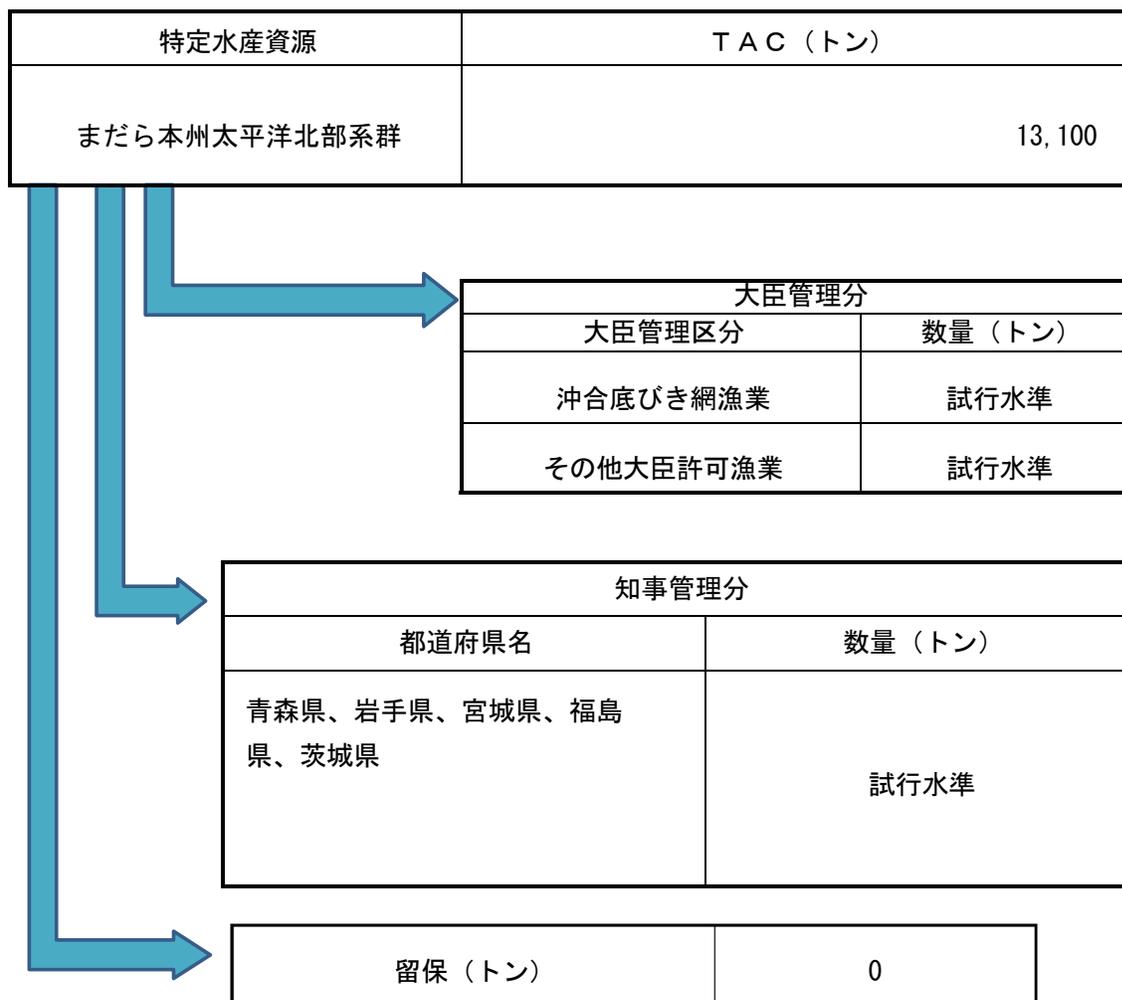
（出典：TAC報告より水産庁作成）

2 配分（案）

ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙1のとおり、「試行水準」として設定する。国の留保はゼロとする。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、別紙2のとおり、TACの全量に過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率等の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

令和 8 管理年度まだら本州太平洋北部系群 T A C の設定及び配分について (案)



3. 試行目安数量の試算結果

令和 8 管理年度まだら本州太平洋北部系群の試行目安数量

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	6,685	51.03%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
青森県	1,116	8.52%
岩手県	3,033	23.15%
宮城県	2,112	16.12%
福島県	113	0.86%
茨城県	41	0.31%
留保	0	0.00%
合計	13,100	100.0%

※現時点で想定される T A C の全量（留保=0 パーセント）に過去 3 か年（令和 2 年から令和 4 年まで）の毎年の漁獲実績の比率等の平均値を乗じて算出した数量。